

(予算・決算における政策説明資料作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事件)

第8条 法律第96条第2項に規定する議会の議決事件については、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び総合計画
- (2) 知名町住宅マスタープラン
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (4) 次世代育成支援対策行動計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識して、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例及び意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める知名町議政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第8号)に基づき議員個人に対して交付するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、地方分権の時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び意見交換会の開催)

第13条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、法律により活動が規定されている常任委員会、特別委員会等の制約を超えて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、町民との意見交換会を開催するものとする。

(調査機関の設置)

第14条 議会は、町政の課題に関する調査のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。